

意見書（案）第13号

「土地規制法」の採決強行に抗議し廃止を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	伊 沢 けい子

「土地規制法」の採決強行に抗議し廃止を求める意見書

政府は、本年3月26日、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用等の規制等に関する法律案（以下「同法案」という。）を閣議決定し、国会へ提出した。6月1日、衆議院本会議において採決され、6月16日午前2時28分参議院本会議で採決が強行され可決された。

同法案の衆参両院での委員会質疑はごく僅かであった。各方面から示された懸念は払拭されておらず、審議が尽くされていないまま本会議で採決に及ぶという政府・与党の国会軽視の姿勢は厳しく非難されなければならない。

同法案は、内閣総理大臣が、自衛隊や米軍の基地などの重要施設の敷地周囲おおむね1キロメートルや国境離島等内にある区域を注視区域に指定し、1、区域内にある土地及び建物（以下「土地等」という。）の利用状況を調査する、2、施設機能や離島機能を阻害する行為の用に供したり、供する明らかなおそれがあると認められるときは、利用中止などの勧告を行ったり、罰則付きの命令（2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金）を発することができるようにする、3、注視区域のうち、特別注視区域とされた区域においては、土地等の売買について、当事者の事前の届出を罰則付き（6月以下の懲役または100万円以下の罰金）で義務づけること等が柱となっている。

日本国憲法は、侵略戦争に対する反省を踏まえ、前文や第9条に具現化された平和主義を掲げ、軍事に関するものに公共性を認めていない。戦後、新たに制定された土地収用法は、軍事・国防のための土地収用を削除し、第3条の「土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業」について、防衛に関わるものを含めていない。

しかし、この法案の重要施設には自衛隊、海上保安庁の施設、その他生活関連施設として想定される対象施設について政令次第で、日本全土どこでも調査対象とされ得ることが明らかになった。一方で審議の過程で、安全保障上のリスクなるものの実態はなく、立法事実が存在していないことを認めるに至っている。法そのものの必要性がないのである。

また、内閣総理大臣は、調査のために、関係行政機関の長等に対し、注視区域とされた土地等の利用者らの個人情報の提供を求めることができるとされているが、提供の対象となる情報は政令で追加でき、調査項目が歯止めなく拡大する懸念がある。調査が思想・信条に立ち入るおそれもある。しかも、必要と認めるときは、土地等の利用者その他の関係者に対し、報告や資料の提出を求めることができ、提出をしなかったり、虚偽の報告をしたときは処罰するとしており、調査に服することを強制するものとなっている。すなわち、個人情報同意もなく収集され、関係者として誰かの個人情報を提供しろと密告を命じられ、従わなければ刑罰を科されるのである。委員会質疑において、調査内容について第6条の範囲を超える可能性も示唆され、個人情報が内閣府以外の行政機関との間で共有される可能性があること

も明らかになった。

個人の思想・信条が脅かされるおそれに対して、規定はあっても、歯止めとなる担保は何もないに等しい。裁判所は、自衛隊の情報保全隊による市民活動の監視、個人情報の収集、保有を違法とし、賠償を命じたが、むしろ同法案はこうした国家権力による違法な情報収集にお墨つきを与えることにもなりかねない。

同法案が成立すれば、自衛隊や米軍、海上保安庁の施設、原発、空港などの周辺に居住し、事業などを営む広範な市民が影響を受け、私権を制限されることになる。本市もこの範囲に含まれる可能性がある。これは、憲法の平和主義、基本的人権尊重に明確に反するものであって、断じて容認できない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、同法を直ちに廃止することを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち